第１７号様式

成田市指令第８３６号の１６

一般廃棄物収集運搬業許可証

住　所　千葉県旭市後草２０５０番地
氏　名　有限会社エーエムティー
　　取締役　信太　祐介

令和８年３月５日付けで申請のありました一般廃棄物収集運搬業については，次のとおり許可する。

事業所等の所在地及び名称	千葉県成田市宝田２３８５番地 有限会社エーエムティー
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（ごみ）
許可の区分	収集運搬業
営業の区域	成田市（成田国際空港内を除く）
許可期間	令和８年４月１日 から 令和１０年３月３１日 まで
許可条件	・関係法令及び本市の許可基準要綱を厳守すること。 ・許可番号は成田市許可第３０号とする。

令和８年３月18日

成田市長　　小　泉　　一　成